

伊賀市土地利用審議会 会議概要

1. 審議会名..... 令和2年度第4回伊賀市土地利用審議会
2. 日 時..... 2021（令和3）年1月28日午後1時30分から午後2時30分
3. 会 場..... 伊賀市役所本庁舎会議室
4. 出席委員..... 5名中4名（委員名簿非公開）
5. 事務局..... 山本建設部長、小西建設部次長、川部都市計画課長、葛原都市計画課開発指導室長、中森主査、大門主任、吉川室員
6. 公開・非公開の別..... 非公開
7. 非公開の理由..... 伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第2号
8. 会議概要作成年月日..... 2021（令和3）年2月2日

○ 事 項

1 あいさつ

2 審 議

議事 伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づく特定開発事業の認定について
審議案件（1）伊賀市治田地内 集合住宅（高さ10m以下）

3 その他

○ 審議概要

審議案件（1）伊賀市治田地内
集合住宅（高さ10m以下）

審議案件（1）について説明に対する委員からの意見等

- 案件を審査する上で、既存の戸建住宅を集合住宅に用途変更する場合の戸数の考え方は。相部屋の場合の考え方は。
回答：条例上、シェアハウスは集合住宅に該当します。この場合、入居人数ではなく、部屋数で戸数を判断します。
- この地域に地域外の方が来て居住することで、従来の農村集落という特性が変わるような影響はないか。
回答：1年前、この地域へ実習生の社宅整備について企業から説明し、地域の承諾を得て審議会に適切と認められた経緯があります。その後、トラブル等無かったと聞いております。今回、同企業が新たに同人数の実習生の社宅を用意したいとの説明に対し、この地域が反対意見なしと判断されたのは、地域の特性を変化させるような懸念はなかったからと考えます。

- 2棟の集合住宅で一つの集落排水宅内枡を共有する計画ですが、将来、1棟を転売する等した場合、共有していいのか。

回答：集落排水宅内枡を共有している棟の一方の所有者が、将来的に転売等により異なる場合は、その時点で、所在を明らかにするために新たに枡を設置し、本管に接続する等の協議が必要になると思います。

- 本案件の集合住宅について、防火管理者設置の対象となるか。

回答：消防法第8条、消防法施行令第1条の2第3項第一号ハ別表第1(5)項ロ(寄宿舍)に掲げる防火対象物で収容人員が50人以上のものが防火管理者を定めなければならない防火対象物等と規定されています。案件の集合住宅は収容人員が50人未満ですので、対象外となります。

審議案件(1)の特定開発事業認定に対する審議会意見まとめ

特定開発事業を認定することは適当である。

以上